

平成 22 年 5 月 25 日文化庁長官官房著作権課より意見募集があり、下記の意見を平成 22 年 6 月 23 日に提出した。 4 件の意見を提出した。

*意見募集案件：文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に関する意見募集（平成 22 年 6 月 24 日〆切：締め切り後は下記 Web は変更）

(http://www.bunka.go.jp/oshirase_koubo_saiyou/2010/tyosakuken_iinkai_ikenbosyu.html)

*情報科学技術協会（複写権問題対策委員会作成）提出意見内容（その 1）

「障害者福祉」などの「公益性に着目した著作物の利用類型」を権利制限の一般規定に入れることを要望する。

本まとめでは、権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題の一つに、「(5) 特定の利用目的を持つ利用への対応 ① 公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について」で、「「障害者福祉」や「教育」、「研究」、「資料保存」といった、目的の公益性に着目した著作物の利用類型が一定程度存在するものと考えられる。」と指摘し、「こうした著作物の利用行為については、権利制限の必要性のみならず、公益目的にかんがみ既に整備されている他の個別権利制限規定との関係も含め、利用の目的、利用行為の主体、対象著作物、制限の程度、利用の態様等の要件につき慎重に考慮する必要がある。」としている。

しかしながら、個別権利制限規定ではこれらの各検討課題のすべての利用パターンに対応できる規定が準備されておらず、権利者の利益を不当に害するとは思われない著作物の利用であっても、個別規定に規定されていないがゆえに利用が萎縮し、障害者が健常者と同様の質で著作物を利用できない状況を生み出している場合が少なくない。

本来、障害者による知る権利、学ぶ権利などの基本的人権に由来する権利を保障するためには障害の程度に合わせた著作物の複製利用等が欠かせない。権利者の障害者向け対応を代行することでもあり、権利者の利益を不当に害するとは言えない。

したがって、「障害者福祉」などの「公益性に着目した著作物の利用類型」を権利制限の一般規定に入れることを要望する。

*情報科学技術協会（複写権問題対策委員会作成）提出意見内容 （その2）

「障害者福祉」などの「公益性に着目した著作物の利用類型」を権利制限の一般規定に入れることを要望する。

本まとめでは、権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題の一つに、「(5) 特定の利用目的を持つ利用への対応 ① 公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について」で、「「障害者福祉」や「教育」、「研究」、「資料保存」といった、目的の公益性に着目した著作物の利用類型が一定程度存在するものと考えられる。」と指摘し、「こうした著作物の利用行為については、権利制限の必要性のみならず、公益目的にかんがみ既に整備されている他の個別権利制限規定との関係も含め、利用の目的、利用行為の主体、対象著作物、制限の程度、利用の態様等の要件につき慎重に考慮する必要がある。」としている。

しかしながら、個別権利制限規定ではこれらの各検討課題のすべての利用パターンに対応できる規定が準備されておらず、権利者の利益を不当に害するとは思われない著作物の利用であっても、個別規定に規定されていないがゆえに利用が萎縮し、障害者が健常者と同様の質で著作物を利用できない状況を生み出している場合が少なくない。

本来、障害者による知る権利、学ぶ権利などの基本的人権に由来する権利を保障するためには障害の程度に合わせた著作物の複製利用等が欠かせない。権利者の障害者向け対応を代行することでもあり、権利者の利益を不当に害するとは言えない。

したがって、「障害者福祉」などの「公益性に着目した著作物の利用類型」を権利制限の一般規定に入れることを要望する。

*情報科学技術協会（複写権問題対策委員会作成）提出意見内容 （その3）

「障害者福祉」などの「公益性に着目した著作物の利用類型」を権利制限の一般規定に入れることを要望する。

本まとめでは、権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題の一つに、「(5) 特定の利用目的を持つ利用への対応 ① 公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について」で、「「障害者福祉」や「教育」、「研究」、「資料保存」といった、目的の公益性に着目した著作物の利用類型が一定程度存在するものと考えられる。」と指摘し、「こうした著作物の利用行為については、権利制限の必要性のみならず、公益目的にかんがみ既に整備されている他の個別権利制限規定との関係も含め、利用の目的、利用行為の主体、対象著作物、制限の程度、利用の態様等の要件につき慎重に考慮する必要がある。」としている。

しかしながら、個別権利制限規定ではこれらの各検討課題のすべての利用パターンに対応できる規定が準備されておらず、権利者の利益を不当に害するとは思われない著作物の利用であっても、個別規定に規定されていないがゆえに利用が萎縮し、資料保存などの目的で著作物を利用できない状況を生み出している場合が少なくない。

本来、資料の保存目的での著作物の複製利用は、貴重な文化的遺産としての著作物を後世に残し継承することを目的としており、権利者の利益を不当に害するとは思われない。

したがって、「資料保存」などの「公益性に着目した著作物の利用類型」を権利制限の一般規定に入れることを要望する。

*情報科学技術協会（複写権問題対策委員会作成）提出意見内容 （その4）

「障害者福祉」、「教育」、「研究」、「資料保存」に加えて「健康危害（健康危機管理）」も「公益性に着目した著作物の利用類型」の権利制限の一般規定に入れることを要望する。

本まとめでは、権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題の一つに、「(5) 特定の利用目的を持つ利用への対応 ① 公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について」で、「「障害者福祉」や「教育」、「研究」、「資料保存」といった、目的の公益性に着目した著作物の利用類型が一定程度存在するものと考えられる。」と指摘し、「こうした著作物の利用行為については、権利制限の必要性のみならず、公益目的にかんがみ既に整備されている他の個別権利制限規定との関係も含め、利用の目的、利用行為の主体、対象著作物、制限の程度、利用の態様等の要件につき慎重に考慮する必要がある。」としている。

しかしながら、個別権利制限規定ではこれらの各検討課題のすべての利用パターンに対応できる規定が準備されておらず、出版団体の「(形式的) 権利侵害」との主張を助長している状況は決して少なくない。

学術著作物は本来的に科学的で客観的であることが必要である。しかしながら、ネガティブな情報はポジティブな情報に比べて積極的に表に出ないと言う、出版バイアスなどの傾向があることはしばしば報告されている。当事者が企業であれば更に自社製品などのネガティブ情報公開には躊躇を感じることは想定に難くない。食品安全性情報であれ感染症などの疾患情報であれ医薬品の副作用情報であれ、健康に害を及ぼす類の科学的情報の円滑な流通のためには、その阻害要因となる事項は排除した社会システムが、社会の公営に適うものと考えられる。

したがって、「障害者福祉」、「教育」、「研究」、「資料保存」に加えて「健康危害（健康危機管理）」も「公益性に着目した著作物の利用類型」の権利制限の一般規定に入れることを要望する。

以上 4件